

お客様への重要なお知らせ

空調機フロンガス生産中止

2020年 Tokyo Olympicではありません

貴社ご使用の空調機に使用されております
フロンガス(R22)がなくなります

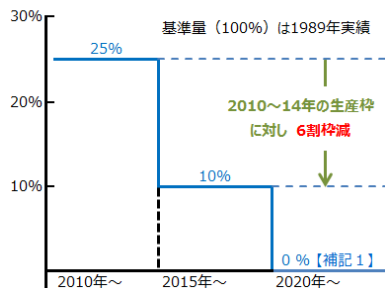
約10年以上ご使用のエアコンに使用されたフロンガス(R22)が生産全廃となります。
このことにより修理用部品の欠乏やフロンガス封入不可といった事が考えられます

空調機の **リニューアル** は



の **当社** へご相談下さい！ (リース活用初期投資ゼロもご提案します)

HCFC生産枠の削減



HCFC (R22冷媒など)の国内生産削減・全廃のお知らせ

この削減・全廃は政府間国際協定 (モントリオール議定書:1987年)およびオゾン層保護法 (1988年制定)に基づくもので、すでにCFC (R12、R502 など)の生産は1996年に全廃されています。なお、国内の冷凍空調機器メーカーはすでにR22対応製品から代替冷媒製品の生産・販売へ移行済みです。また経済産業省・環境省は改正フロン法【補記2】に基づくフロン類再生業の準備に着手しています。(再生量は該当するフロン類の廃棄量などに制約されます。)

環境・省エネに優れた空調機への更新

新フロンによるリニューアルで節電・省マネーへ！
スピード更新で貴社の環境改善に貢献します。



LED照明のご検討

さらに、2020年は蛍光灯も生産全廃になります
省エネ高効率の **LED** へ更新も当社へ



設備に関するご用命は

株式会社 TS エンジニアリング
京都市右京区西京極大門町24-1
TEL: 075-312-3900 (代表)

裏面も重要なお知らせ

簡単、節約の新電力会社活用

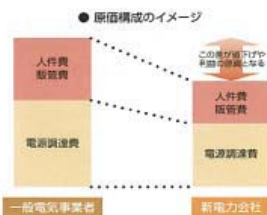
2016年 4月 から電力全面自由化による
新電力メニューもご提案させていただきます

新電力3つのポイント (お客様にお手間はかけません)

| | | |
|---|---|---|
| <p>POINT1 電気料金の削減</p> <p>単価の安い電力に切替えることで、毎月の電気料金を削減できます。</p> | <p>POINT2 安定した電力供給</p> <p>地域電力会社の送電網を利用して供給するため、品質は変わりません。</p> | <p>POINT3 切替えの費用負担なし</p> <p>切替えに関わる事務費用などは不要です。初期投資は原則ありません。</p> |
|---|---|---|

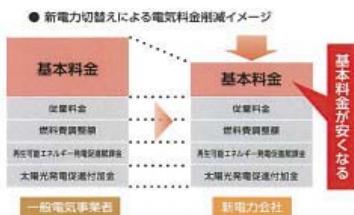
新電力の電気が安くなる理由

新電力会社は電源調達費や人件費、販管費等の圧縮によってメリットのある電気料金設定を実現しています。



電気料金削減のイメージ

電気料金は複数の項目で構成されており、新電力会社への切替えによって基本料金部分の料金が安くなります。



コスト削減例

| 業務用ビル (※R25で導入) | 冠婚葬祭場 (※R25で導入) |
|--|--|
| 契約電力合計: 3,352 kW | 契約電力合計: 4,973 kW |
| 従量電力合計: 6,047,924 kWh/年 | 従量電力合計: 8,481,188 kWh/年 |
| 変更前電気料金合計 (※従量料金): 161,338,263 円(税込)/年 | 変更前電気料金合計 (※従量料金): 243,069,332 円(税込)/年 |
| 変更後電気料金合計 (※従量料金): 124,627,012 円(税込)/年 | 変更後電気料金合計 (※従量料金): 234,598,332 円(税込)/年 |
| 削減率 23% 年間 36,711,251 円の削減 | 削減率 3.5% 年間 8,471,000 円の削減 |

もちろん、安定した電力供給と品質。現在と何も変わらず電力料金削減可能

空調機点検義務化

2015年4月施行

改正フロ法(フロ排出抑制法)についてのお知らせ

業務用冷凍空調機器をご使用のみなさまへ

点検が義務化されました。

オフィス・店舗・工場・学校・病院など幅広い施設が対象。
空調冷暖機器の点検はTSエンジニアリングにお任せ下さい。

機器の点検

簡易点検
全ての第一種特定製品

定期点検
第一種特定製品のうち、一定規模以上の業務用機器

漏えいの対処

フロ類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロ類を充填することは**原則禁止**。
適切な専門業者に修理、フロ類の充填を依頼しなければなりません。

記録の保管

機器の点検・修理・冷媒の充填・回収の履歴は、当該製品を設置した時から廃棄するまで**保存**しなければなりません。

算定漏えい量の報告

使用時漏えい量が「1,000CO₂-ton」以上漏えいした事業者(法人単位)は、所管大臣に**報告義務**があります。

※ 1,000CO₂-tonはR22・R410A冷媒約500kg、R32冷媒約1,500kgに相当。

点検内容

全ての第一種特定製品について、3ヶ月に1回以上管理者自身で「**簡易点検**」を行う必要があります。さらに管理する第一種特定製品の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の場合は有資格者による「**定期点検**」を行う必要があります。

| 点検種別 | 対象機器 | 電動機定格出力 | 点検頻度 | 点検内容 |
|-------------|------------|------------|------------------------------|---|
| 自身での簡易点検 | 点検対象機器 全て | 点検対象機器 全て | 3ヶ月に1回以上 | 目視確認による ①異常音・異常振動 ②外観の損傷 ③摩耗及び腐食 その他の劣化 |
| | | | ④錆び ⑤油漏れ ⑥熱交換器の霜の付着の有無 | |
| 有資格者による定期点検 | エアコンディショナー | 50kW以上 | 1年に1回以上 | 有資格者が実施 システム点検 直接法 ①発泡液法 ②電子式漏えいガス検知法 ③蛍光剤法(メーカー承認が必要) 間接法 蒸発圧力、凝縮圧力、圧縮機・駆動原動機の電圧・電流、過熱度、過冷却度等が平常運転時に比べ、異常値となっていないか計測器等を用いて点検する。 |
| | | 7.5~50kW未満 | 3年に1回以上 | |
| | | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 7.5kW以上 | |

以下のような場合、管理者(ユーザー様)に罰則が科せられます!

- ・フロをみだりに放出した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- ・「機器の点検」、「漏えい対処」、「記録の保管」の「判断基準」に違反した場合、50万円以下の罰金。
- ・都道府県知事または主務大臣から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告は 20万円以下の罰金。
- ・都道府県の立入検査の取次の拒否、妨げ、忌避した場合は 20万円以下の罰金。
- ・算定の漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合は 10万円以下の過料。